

報告第2号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数 について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数を次のとおり本議会に報告する。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(令和4年1月1日現在)

常勤職員の区分	人数
1 常時勤務に服することを要する職員	48人
2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	1人